

特定非営利活動法人DxP

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人DxP(以下、「この法人」)の理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 それぞれの理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
6. 理事会は、定款で定める議案について議決する。

(理事の職務)

第3条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき(この法人と理事長との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から理事長が職務活動をすることができないときを含む。)又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 前項の規定により常務理事が理事長の職務を代行したときは、当該常務理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(権能)

第4条 理事会は、定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額

(5)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6)役員の報酬

(7)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第5条 理事会は、年1回決算後3ヶ月以内に開催し、その他次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法によって開催の請求があつたとき。

(招集)

第6条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者が、これに当たる。

(議決等)

第8条 理事会における議決事項は、第6条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があつた場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第9条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、インターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時のログを議事録に添付することとする。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項2号の適用については、理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名、電子署名又は電子印鑑による押印をしなければならない。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

本規定は、令和5年4月1日から施行する。